

○総務省告示第三百五十八号

次に掲げる告示は、令和四年十月六日限り、廃止する。

令和四年十月六日

総務大臣 寺田 稔

一 昭和五十四年郵政省告示第四十七号（自国のアマチュア局と他国のアマチュア局との無線通信を禁止している国等の件の全部を改正する件）

二 平成十四年総務省告示第四百七十九号（自国のアマチュア局と他国のアマチュア局との無線通信を禁止している国等の件の全部を改正する件）